

事務連絡
令和2年4月15日

各都道府県・政令市住宅担当部長 殿

国土交通省住宅総合整備課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け居所を失った者
への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公営住宅を活用した住宅困窮者への支援については、これまでもお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対する目的外使用等による公営住宅の入居についても、引き続き、平成20年12月18日付国住備第85号及び令和2年4月7日付国住備第10号により対応されるようお願いいたします。その際の留意事項等について、下記のとおりご連絡します。

貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 今般、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を踏まえ、地方公共団体による要請により、インターネットカフェ等、居住が不安定な者の一時的な居所となっている施設の利用が制限又は停止される等により、緊急にその居所を確保する必要があると事業主体が判断した場合には、これらの施設を利用していた者も平成20年通知第一の一①に該当する者に含まれるものとして、目的外使用制度を活用願います。
なお、この場合において、一時生活支援事業その他地方公共団体による支援施策（一時的に公共施設等を提供している場合等を含む。）の対象となっている者については、これらの支援を受けていることをもって、客観的に証明された者に含まれるものとして対応願います。
したがって、これらの者についても、地方整備局長等への事後報告により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく承認があったものとして取扱うこととなり、また、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能です。その他、住まいに不安を抱える方については、生活困窮者自立支援制度主管部局と連携して対応願います。
2. 住まいに困窮する方への支援については、既に令和2年3月11日付事務連絡において連絡しているところではありますが、緊急事態宣言等を踏まえ各種支援措置が着実に効果を発揮するよう、住居確保給付金、地域居住支援事業を含む一時生活支援事業等の生活困窮者自立支援制度や住宅扶助等の生活保護制度等による支援との連携を念頭に、生活困窮者自立支援制度主管部局や民生主管部局等に対する公営住宅やセーフティネット住宅等の情報提供、これらの活用に向け協力して対応する等について、重ねてお願いいたします。

参考1 令和2年4月7日付 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」

参考2 令和2年3月11日付 国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等に関連し住まいの困窮する方への支援について」